

# 諸外国の国家体制及び地方公共団体の概要

## 【凡例】

- (1)二重線枠で囲まれた地方公共団体は、憲法に明記されている地方公共団体である。
- (2)平均面積及び平均人口は、各国の面積及び人口を各国の広域自治体及び基礎自治体の数で除した数である。
- (3)地方公共団体の団体数・平均面積・平均人口の表中右肩の数値は、日本の広域自治体（都道府県）及び基礎自治体（市町村）の数値を1とした場合の数である。

# 日本

国家体制 = **单一制国家**

地方公共団体の階層構造 = **2層制**

## 中央政府

### ○中央

- ・議院内閣制

### ○地方機関

- ・地方支分部局

※基礎データ

面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人 2000)
377,904	126,926

## 地方公共団体

### 《広域自治体》

#### 都道府県

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
47	8,041	2,701

### 《基礎自治体》

#### 市町村

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2004. 12. 1)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
2,932	129	43

(注 1) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。(憲法第 92 条)

出典：日本国憲法、国土地理院ホームページ <http://www.gsi.go.jp/KOKUYOHO/MENCHO/200404/ichiran.htm>、総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kakutei/index.htm>

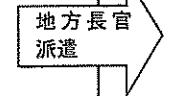
# フ ラ ン ス

国家体制 = 单一制国家

地方公共団体の階層構造 = 3層制

中央 政 府

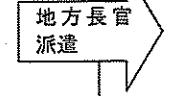
- 中央  
・大統領制



○ 地方機関

※基礎データ

面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人 1999)
547,000	58,520



《広域自治体》

レジオン (=国の行政区画)

- ・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び副議長（副議長不在時は常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員）により構成）と議会。

団体数(1999)	平均面積(km <sup>2</sup> )	平均人口(千人)
26	0.55	21,038 2.62 2,251 0.83

デパートマン (=国の行政区画)

- ・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員により構成）と議会。

団体数(1999)	平均面積(km <sup>2</sup> )	平均人口(千人)
100	2.13	5,470 0.68 585 0.22

《基礎自治体》

コミューン (=国の行政区画)

- ・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議會議長=市町村長（メール）及びメールに統いて議員から選出される助役により構成）と議会。

団体数(1999)	平均面積(km <sup>2</sup> )	平均人口(千人)
36,565	12.47	15 0.12 1.6 0.04

(注1)共和国の地方公共団体は、市町村(communes)、県(département)、州(régions)、特別地位を持つ公共団体(collectivités à statut particulier)、ならびに第74条に定められた海外公共団体(collectivités d'outre-mer)である。その他の地方公共団体はすべて、必要な場合には本項に記載された1ないし複数の地方公共団体の代わりとしてその場所に、法律によって設けられる。(憲法第72条第1項)

※ 州は1980年代の地方分権改革の中で地方自治体として位置付けられた。また、2003年の憲法改正により、州は憲法上も地方公共団体として位置付けられた。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002.1)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

# イギリス

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 1層制と2層制が混在

## 中央政府

### ○中央

- ・議院内閣制

### ○地方機関

※基礎データ

(全体)

面積(km <sup>2</sup> )	人口(千人)
243,000	58,840

(イングランド地方)

	面積(km <sup>2</sup> )	人口(千人)
カウンティ	109,074	22,887
ロンドン区	1,585	7,203
大都市圏ディ	6,975	10,819
ストリクト	12,941	8,263

## 二層制

## 地方公共団体

## 一層制

### 《広域自治体》

#### GLA(ロンドン庁)

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2002)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人)
1	0.02	1,585 0.20 7,203 2.67

#### カウンティ

- ・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。  
 ①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度  
 ③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
34	0.72	3,208 0.40 673 0.25

### 《基礎自治体》

#### ロンドン区／シティ

- ・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。  
 ①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度  
 ③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
33	0.01	48 0.37 218 5.07

#### ディストリクト

- ・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。  
 ①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度  
 ③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
238	0.08	458 3.55 96 2.23

#### 大都市圏ディストリクト

- ・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。  
 ①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度  
 ③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
36	0.01	194 1.50 301 7.00

#### ユニタリー

- ・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。  
 ①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度  
 ③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
46	0.02	281 2.18 180 4.19

(注1)イギリスには憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

(注2)地方公共団体は、イングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのみの1層制、北アイルランド地方はディストリクトのみの1層制である。

(注3)基礎自治体の下部行政単位として、法律上の地方公共団体であるパリッシュと呼ばれる地域自治組織が存在する。パリッシュは、教会の教区に起源を有し、半独立的な性格を持つ。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、自治体国際化協会『諸外国の地域自治組織』(2004.5)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、

# イタリア

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 3層制

中央政府

○中央

・議院内閣制

○地方機関

・中央政府地方局

地方長官  
派遣

※基礎データ

面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人 2001)
301,000	57,840

市町村長 =  
国の機関

地方公共団体

《広域自治体》

レジオーネ

・執行機関と議決機関

理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
20	0.43	15,050 1.87 2,892 1.07

プロヴィンチア

・執行機関と議決機関

理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
103	2.19	2,922 0.36 562 0.21

《基礎自治体》

コムーネ

・執行機関と議決機関

理事会（直接選挙により選出される市町村長（シンダコ）とシンダコにより任命される理事から構成）と議会。

団体数 (2002)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)
8,101	2.76	37 0.29 7.1 0.17

(注1)共和国は、市町村（コムーネ）、県（プロヴィンチア）、大都市、州（レジオーネ）及び国に区分される。（憲法第114条第1項）

(注2)コムーネ及びプロヴィンチアには、行政各部の部長を指揮し、日常的行政執行の監督・調整を行う書記（国家公務員）が中央政府から派遣されている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イタリアの地方自治』(2004.2)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

# スウェーデン

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

## 中央政府

### ○中央

- ・議院内閣制

### ○地方機関

- ・レーン府

※基礎データ

面積(km <sup>2</sup> )	人口(千人 2000)
450,000	8,940

## 地方公共団体

### 《広域自治体》

#### ランスティング

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会(執行機関)が置かれる。

団体数(2003)	平均面積(km <sup>2</sup> )	平均人口(千人)
20	0.43	22,500 2.80 447 0.17

### 《基礎自治体》

#### コミューン

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会(執行機関)が置かれる。

団体数(2003)	平均面積(km <sup>2</sup> )	平均人口(千人)
290	0.10	1,552 12.03 31 0.72

(注1)スウェーデン王国には、基礎的自治体と地域的自治体がある。自治体における決定権は、選挙された議会が行使しなければならない。(憲法第7条第1項)

# 韓国

国家体制 = **单一制国家**

地方公共団体の階層構造 = **2層制**

## 中央政府

### ○中央

- ・大統領制

### ○地方機関

- ・特別地方行政機関

※基礎データ

面積(km <sup>2</sup> )	人口(千人 2002. 12)
99,274	47,786

## 地方公共団体

### 《広域自治体》

#### 特別市・広域市・道

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数(2003)	平均面積(km <sup>2</sup> )	平均人口(千人)
16	0.34	6,205 0.77 2,987 1.11

### 《基礎自治体》

#### 市・郡・自治区

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数(2003)	平均面積(km <sup>2</sup> )	平均人口(千人)
234	0.08	424 3.29 204 4.74

(注1)地方自治団体の種類は、法律で定める。(憲法第117条第2項)

(注2)基礎自治体の下部組織として、邑・面・洞等の地域自治組織が存在する。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『韓國の地方自治』(2003.11)、自治体国際化協会『諸外国の地域自治組織』(2004.5)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

# ドイツ

国家体制 = 連邦国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

## 中央政府

### ○中央

- ・議院内閣制

### ○地方機関

- ・地方支分部局

※基礎データ

面積(km <sup>2</sup> )	人口 (千人 2003)
357,000	82,540

## 州 (16団体 2003. 1)

### ○中央

- ・議院内閣制

### ○地方機関

- ・行政管区

## 地方公共団体

### 《広域自治体》

#### クライス (=州の下級行政官庁)

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数(2001末)	平均面積(km <sup>2</sup> )		平均人口(千人)	
323	6.87	1,105	0.14	256 0.09

### 《基礎自治体》

#### ゲマインデ

- ・執行機関と議決機関：議会の議長を兼ねる公選首長と議会。

団体数(2001末)	平均面積(km <sup>2</sup> )		平均人口(千人)	
13,532	4.62	26	0.20	6.1 0.14

(注1)…州、郡及び市町村においては、国民は、普通、直接、自由、平等、秘密の選挙に基づく代表機関を有しなければならない。郡(クライス)及び市町村(ゲマインデ)の選挙においては、ヨーロッパ共同体の構成国の国籍を有する者も、ヨーロッパ共同体法に基づいて選挙権及び被選挙権を有する。…(憲法(基本法)第28条第1項)  
市町村(ゲマインデ)は、地域的共同体のすべての事項について、法律の範囲内で自らの責任において規律する権利を保障されなければならない。市町村連合も、法律の定める権限の範囲で、法律に基づいて自治を行う権利を有する。自治の保障には、財政の自己責任の基礎も含まれる。(憲法(基本法)第28条第2項)